西条市AED設置施設公表制度に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の設置促進及び普及啓発を図るため、西条市の行政区域内(以下「市内」という。)においてAEDを設置している施設を把握するとともに、それを公表することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この訓令の規定による公表の対象となる施設は、市内のAEDを設置した施設 (以下「設置施設」という。)とする。

(施設の公表手続)

- 第3条 消防長は、設置施設を所有し、又は管理するもの(以下「施設管理者」という。) が次の各号のいずれにも承諾できるときは、AED設置施設公表等承諾書(様式第1 号。以下「公表等承諾書」という。)による承諾を求めるものとする。
 - (1) この訓令の規定に基づき、施設を公表すること。
 - (2) 緊急時(公表施設の営業時間又は公開時間中に限る。)に、誰もが速やかにAE Dを有効活用できるよう、AEDを提供すること。
 - (3) AEDを用いた応急手当の必要性が生じた場所において、救急隊から医療機関 へ収容するまでの間、AEDの借用依頼があるときは提供できること。この場合に おいて、借用したAEDは、当該救急隊が責任を持って返納するものとする。
- 2 消防長は、前項の承諾をした施設管理者に対し、AED設置施設表示証交付書(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 消防長は、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、AED設置施設表示証(様式第3号。以下「表示証」という。)を交付するものとする。
 - (1) AEDが適正に維持管理されていること。
 - (2) 設置施設にAEDに係る救命講習を修了した者が存在すること。
- 4 消防長は、第1項の承諾をしたAED設置施設(以下「公表施設」という。)の名 称、所在地等を次の各号のいずれかの方法により公表するものとする。
 - (1) 市ホームページ
 - (2) A E D マップ
 - (3) その他AEDの普及啓発に関する資料

(登録)

第4条 消防長は、公表施設の施設管理者に対し表示証を交付したときは、AED設置施設表示証交付台帳(様式第4号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

(表示証の掲示)

第5条 表示証は、公表施設の出入口、AEDの設置場所付近等、容易に確認できる場所に掲示するものとする。

(表示証の再交付)

第6条 公表施設の施設管理者は、表示証を汚損、破損又は紛失した場合において、表

示証の再交付を受けるときは、AED設置施設表示証再交付申請書(様式第5号)を 消防長に提出するものとする。

(表示証の譲渡又は貸与の禁止)

- 第7条 公表施設の施設管理者は、表示証を譲渡し、又は貸与してはならない。 (登録の抹消及び取消しの通知)
- 第8条 公表施設の施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、AED設置施設表示証交付登録抹消届(様式第6号。以下「登録抹消届」という。)を消防長に提出するものとする。
 - (1) 公表施設を廃止し、又は長期間にわたり休止するとき。
 - (2) AEDの設置を廃止し、又は常時使用が長期間にわたり不能となるとき。
 - (3) 施設管理者から、AEDの提供ができない事由が生じたと申出があるとき。
- 2 消防長は、前項の登録抹消届を受理したときは、登録台帳から登録を抹消するとと もに、公表施設の施設管理者に対して、AED設置施設表示証交付取消通知書(様式 第7号)を交付し、表示証の返還を求めるものとする。

(所掌)

- 第9条 この訓令に関する事務は、消防本部警防担当課において処理するものとする。 (その他)
- 第10条 この訓令に定めるもののほか、AED設置施設公表制度に関し必要な事項は、 消防長が別に定めるものとする。

附則

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

AED設置施設公表等承諾書

年 月 日

西条市消防長 殿

住所

氏名

次に掲げる事項について承諾します。

- (1) 下記の施設を「AED設置施設」として一般公表すること。
- (2) 緊急時(営業時間又は公開時間中に限る。)において、速やかに市民等に対して も、AEDを提供すること。
- (3) 救急隊からAEDの借用依頼があるときは、これを提供します。ただし、当該事 案が終了した時は、速やかに返納することを条件とする。

記

施設名	
施設所在地	
AED設置場所 (常置場所)	
AED管理責任者名	

確約事項

- 1 一般市民等によるAED使用後の消耗品等(電極パッド等)の補充及び 機器整備は、当施設で責任を持って対処します。
- 2 AEDに係る救命講習修了者を存在させます。

AED設置施設表示証交付書

年 月 日

様

西条市消防長

(EJJ)

貴施設は、「AED設置施設」としての一般公表はもとより、施設の営業時間、公開時間中等において、緊急時に速やかに市民等に対しても貴施設所有のAEDを提供し、有効活用できる環境づくりに御協力を賜ることに対し、「AED設置施設表示証」を、下記のとおり交付します。

記

1	交付施設名	
2	施設所在地	
3	交付年月日	
4	交付番号	

※注意事項

「AED設置施設表示証」交付後において、次のいずれかに該当するときは、西条 市消防本部警防課(0897-56-5119)までご連絡をお願いします。

- 1 貴施設を廃止し、又は長期間にわたり休止するとき。
- 2 AEDの設置を廃止し、又は常時使用が長期間にわたり不能となるとき。
- 3 貴施設所有のAEDを、緊急時等においても一般市民等へ提供できない事由が発生したとき。

AED設置施設表示証

緊急時には、施設所有のAEDを 提供します。



施設名称



西条市消防本部

AED設置施設表示証交付台帳

No	交付番号	交付年月日	交付施設名	施設所在地	AED設置場所	AED管理責任者	連絡先	再交付日	登録抹消日
									(11111111111111111111111111111111111111

AED設置施設表示証再交付申請書

年 月 日

西条市消防長 殿

住所

氏名

年 月 日付け交付番号 において「AED設置施設表示証」の交付を受けていましたが、下記の事由により表示証の再交付を申請します。

記

施設名	
施設所在地	
	次の理由の中から該当するものに、○で囲んでください。
表示証	1 汚 損
再交付理由	2 破損
	3 紛 失
	4 その他(内容:)

以下の欄は、記入しないでください。

兼	圣過	欄	受	付 欄
処理内容				

AED設置施設表示証交付登録抹消届

年 月 日

西条市消防長 殿

住所

氏名

年 月 日付け交付番号 において「AED設置施設表示証」の交付を受けていましたが、下記の事由によりAED設置施設表示証交付登録から抹消するよう届け出ます。

記

施設名	
施設所在地	
登 録 抹 消 理 由	次の理由の中から該当するものに、○で囲んでください。 1 施設を廃止し、又は長期間にわたり休止するため。 2 AEDを廃止し、又は常時使用が長期間にわたり不能となるため。 3 施設所有のAEDを、緊急時等であっても一般市民等へ提供できない事由が発生したため。

下記の欄は、記入しないでください。

組	圣 過	欄	受	付	欄
処理内容					

AED設置施設表示証交付取消通知書

年 月 日

様

西条市消防長

EI

貴施設は、「AED設置施設」として一般公表及び表示証交付を登録していましたが、 登録抹消の届出がありましたので、下記のとおり登録を抹消したので通知します。 なお、貴施設に交付しております表示証については、返還をお願いします。

記

1	施設名	
2	施設所在地	
3	交付年月日	
4	交付番号	
5	抹消年月日	